

初診時特定療養費（選定療養費）について

初診時特定療養費とは

地域の「医院・診療所」と「病床数 200 床以上の病院」との役割分担と連携を推進するために、国が定めた制度で、他の医療機関等からの紹介状なしに 200 床以上の病院において初診で受診した場合、通常の医療費とは別に病院で定めた金額を徴収できるというものです。

当院では、初診の際に紹介状を持参されない患者さんにつきましては、初診時特定療養費として

3,300 円（税込）を頂いております。

初診時特定療養費をいただく場合

- ・紹介状なしに受診される「初診」の方
 - ※医科・歯科それぞれで別途徴収（関連のある傷病の場合は除く）
 - ※医科同士はどちらか一方のみで徴収
 - ※但し、下記に該当する場合にはいたしません。

初診時特定療養費をいただかない場合

- ・紹介状をお持ちの方
- ・救急車での搬送の方
- ・時間外、休日、夜間に救急診療を受けられる方
- ・国の公費負担医療制度の受給対象者の方（結核予防、生活保護、自立支援など）
- ・地方単独の公費負担医療（身体障害、難病などに限る。）
 - ※高齢者（後期高齢者含む）、乳幼児、ひとり親家庭、子ども医療は、徴収対象となります。
- ・エイズ拠点病院における HIV 感染者
- ・労働災害、公務災害、交通事故の方
- ・健康診断を受ける方（一次検診、二次検診問わず）